

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条において準用する第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（うち経由期間7日）（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：現に機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話097-536-2131） 現に機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：